

第9回まちづくり町民会議次第

日時：平成20年10月22日（水） 午後7時～

場所：高田庁舎 北第3会議室

1 開 会

2 座長あいさつ

3 協議事項

(1) 意見集約

- ①「住民参加を進めるにあたっての理念・目的等」
- ②「住民参加により進めるべきまちづくり（行政活動）とは」

(2) 視察研修の実施（西会津町）

西会津町まちづくり基本条例：平成20年4月1日施行

平成20年11月19日（水）実施

※案内については別途通知（出欠確認）

4. その他

次回のまちづくり町民会議 平成20年11月12日（水）午後7時～

テーマ：まちづくり（行政活動）に参加するための方法

5 閉 会

第9回まちづくり町民会議

～(仮称)情報共有と住民参加のまちづくり推進条例の制定に向けた取組み～

総合政策課

住民参加を進めるにあたっての理念・目的等(1班)

- 会津美里町に住んでいる人が、子どもから老人まで安心して楽しく暮らせる住みよいまちづくりを進めるためである
- 町長と議会(役場)に決定権を丸投げするのではなく、住民の目線で行政活動に参加し、住民の意思を反映させていかなければならない
- 住民の役場に依存する体質を変えることも必要であり、自分たちのまちは自分たちで創るという意識改革が求められる

住民参加を進めるにあたっての理念・目的等(2班)

- 憲法で規定されている『地方自治の本旨』
- 住民自治: 地方自治体は住民中心の自治を行わなければならない
- 住民参加は町民の権利であり, 参加したい住民は誰でも参加できる制度が必要である
- 住民参加を進めるためには行政運営の透明化が必要であり, 情報公開は行政(役場)の義務である
- 住民自らも役場と対等にものを言える組織が必要である

住民参加を進めるにあたっての理念(結論)

- 町の歴史と伝統を次世代に継承し、子どもから老人まで安心して楽しく暮らせる住みよいまちづくりを進めるためである
- (前文) 私たちは……
- ですます調の表現が分かりやすい
- 住民参加とはどこに参加することなのか
 - 町の裁量権がある事業への参加
- 町民の意見をどれだけ真摯に受け止めるか
 - 住民の意識と行政の姿勢

住民参加を進めるにあたっての目的 (結論)

- 住民自治の実現のため、住民参加によるまちづくりを進めることを目的とする

住民参加により進めるべきまちづくり(行政活動)とは?(1班)

- 公共施設の建設
- 公共施設の利活用
- 計画段階からの公共事業
- 町の計画・企画
 - 政策決定(基本構想, 基本計画 など)
 - 実施計画(どこに何をつくる, どういった事業を実施する)
- 町主催のイベント

住民参加により進めるべきまちづくり(行政活動)とは？(2班)

- 政策を決めるとき(基本構想 など)
- 一定規模以上の公共施設をつくる時
- 予算を決めるとき
- 料金を値上げするとき
- 道路を建設するとき
- 制度が変わるとき(国も含む)
- 行政組織を変更するとき

住民参加により進めるべきまちづくり(行政活動)とは？(結論)

- 町の計画・企画
 - 政策の決定
 - 事業(道路等)の決定
 - 公共施設の建設
 - 公共施設の利活用
 - ※予算については計画への参加で補う
- 料金を値上げするとき
- 制度や組織が変わるとき

住民参加の前提として公表すべき事項

- 決算・監査の公表（長期的視野で分かりやすく）

